

市税等W e b口座振替受付サービス導入業務委託仕様書

1 業務名

市税等W e b口座振替受付サービス導入業務委託

2 業務の目的

本業務は、久慈市（以下「委託者」という。）が徴収する市税等を納付するため実施している口座振替の申込手続をインターネット上でも可能とするサービス（以下「W e b口座振替受付サービス」という。）を導入し、利便性を向上させるとともに、口座振替の推進を行うことを目的として本業務を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

※サービスの運用開始は令和7年1月とする。

4 委託業務の内容

(1) 受託者は、口座振替等の新規申込者がインターネット上で口座振替を申し込むに当たり、利用規約の表示、科目・金融機関の選択、納付者情報の入力及び受付結果の表示を含む申込から登録までの一連の作業を完了させる機能を準備する。

(2) 受託者は、上記機能により口座振替等の申込みがあった際、(株)NTTデータが提供するネット口座振替受付GWと連携し、対象金融機関の認証のもとで申込者の口座情報の登録を行う。

(3) 受託者は、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、委託者に対し口座振替受付結果を回答すること。なお、申込者に対しては、メール等により通知する機能、あるいは受付完了を確認出来る機能を準備する。

(4) 受託者はW e b口座振替受付サービスの実施に当たり、業務を円滑に開始するため、次の事項にかかる準備を行うこと。

ア 本市が別途契約する金融機関と連携するために必要な接続サービスがあれば、間接契約を行うこと。また、今後、金融機関を追加するときも対応可能とする。

イ 受託者は準備期間中に生じた問題を解決するため、委託者と協議のうえ、必

要な措置を講じるものとする。

ウ 金融機関とシステム上の通信接続試験等を行い、業務開始までに口座振替等登録結果を本市へ正常に引き継ぐための準備を行う。

エ その他、サービス開始に必要な業務を行う。

5 業務のスケジュール

受託者は契約締結後直ちに本業務全体の実施計画を委託者へ提出する(様式任意)。計画には、業務スケジュール、管理体制及び個人情報保護体制を盛り込むこと。ただし、開始時期を変更する場合には、委託者および受託者間で別途協議する。

6 サービスを実施するうえでの留意点

(1) 対応するチャネル

パソコン、スマートフォン、タブレット端末等

(2) 対応金融機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、みちのく銀行、盛岡信用金庫、東北労働金庫、新岩手農業協同組合、ゆうちょ銀行 計8行

※金融機関については、今後増減することがある。また、金融機関の合併や名称変更がある場合は、委託者と協議のうえ、随時対応すること。

(3) サービス利用者

対応金融機関において預金口座を有し、キャッシュカードを保有している個人

(4) サービス対応日時

24時間365日(金融機関のシステムメンテナンス等の場合を除く)

なお、システムメンテナンス等を実施する場合は、受託者は委託者に対して事前に連絡すること。

(5) 取扱対象科目

市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、

後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、学校給食費

(6) 入力画面及び入力項目

ア 対象科目ごとに作成する。

イ 入力項目及び入力方法(選択式又は直接入力式)及び入力項目順序、還元項

目、表示内容等については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

(7) 登録結果の還元方法

口座振替登録結果については、委託者に対して還元するものとし、データ形式はCSV形式の一覧表及び登録結果1件ごとの帳票(PDF)を作成し、翌営業日までに還元する。

7 情報セキュリティ対策

- (1) 受託者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じているとともに、取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（ISO/IEC27001又はJISQ27001）及びプライバシーマークの認証（JISQ15001）を取得していること。

8 障害対応

- (1) サーバ等重要な機器を堅牢なデータセンターに設置し、冗長化（クラウド化）するなど、大規模災害などに対しても信頼性の高いシステムを導入し、障害発生時に早急な復旧が可能な状態にすること。
- (2) システム障害等によりサービスが利用できない事象が生じた場合、受託者は直ちに委託者に報告するとともに、復旧に向けた対応を行うこと。
- (3) 復旧対応中は、対応経過を随時委託者に報告すること。
- (4) 復旧後、サービスの利用が可能となった際には、直ちに委託者に報告すること。
また、障害等の原因および影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに委託者に報告すること。

9 秘密の保持

- (1) 受託者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人情報保護法を順守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(3) 受託者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱事務に係る特記仕様書」を遵守しなければならない。

10 契約金額の支払い

(1) 受託者は、委託業務を完了したときは、直ちに報告書を委託者に提出しなければならない。

(2) 委託者は、(1) の報告書の検査後、受託者からの適法な請求書を受けた日から30日以内に支払う。

11 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。